

補助 感震ブレーカー(簡易タイプ)設置費補助

阪神・淡路大震災など過去の地震災害時における火災は、多くが電熱機器や、停電復旧時に断線した電気コードなどからの出火による「電気火災」が原因と言われています。

震災時に「電気火災」の発生を抑制するため、平成28年度から感震ブレーカー(簡易式)の購入設置に係る補助制度を始めます。

●補助内容

費用の2分の1以内(上限2,000円)

●対象

感震ブレーカー(簡易タイプ)を購入し、町内の自宅(分電盤)に設置した方

※感震ブレーカーのうち、分電盤タイプ、コンセントタイプなどは補助対象外

●申し込み

申請書と必要書類(領収書、設置後の写真など)を問い合わせ先へ

※申請書などは防災交通課で配布または町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ 防災交通課 内線235



感震ブレーカーの種類

感震ブレーカーには主に次の種類があります。

種類	概要
簡易タイプ(補助対象)	家庭の分電盤のスイッチに接続するもので、揺れを感知するとおもり玉の落下やバネの作用などよりスイッチをOFFにし、電気を遮断します。 ※費用は2~4千円程度
分電盤タイプ(補助対象外)	分電盤に揺れを感知すると電気を遮断する機能が付いたもので、基本的には、住宅内すべての電気が遮断されます(取り付け工事が必要)。 ※費用は工事費込みで5~8万円程度
コンセントタイプ(補助対象外)	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電気の供給を遮断します(①コンセントの取り換え工事が必要なもの、②差し込むだけのもの)。 ※費用は5千円~2万円程度

注意事項

感震ブレーカー(簡易タイプ)は、地震の揺れと同時に住宅内すべての電気を遮断するため、電源を必要とする医療機器や防犯システムなどを利用している方は、別途、電源が必要になります。

また、夜間に地震が発生した場合には照明が消えてしまうため、屋外への安全な避難の妨げになることが考えられます。懐中電灯などの避難用照明の確保とあわせて、家具の転倒防止対策などが必要になります。

補助 不妊治療費補助制度を知っていますか？

不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進に寄与することを目的に不妊治療費補助制度を実施しています。補助期間は2年間です。

●補助対象の治療・補助額

- 健康保険適用分の不妊検査、一般不妊治療(タイミング法、排卵誘発法、ホルモン療法など)に要した自己負担全額
- 人工授精に要した費用

※体外受精または顕微授精を受けている方は、県の特定不妊治療費助成制度の対象となりますので、半田保健所へ問い合わせください(☎0569-21-3341)。

●補助金の申請

平成28年3月~平成29年2月の受診分の医療費を平成29年3月31日までに申請してください。手続きには「東浦町不妊治療費にかかる受診等証明書」(医療機関で証明が必要)と領収書(3月診療分から翌年2月診療分の1年間分)が必要になります。

そのほかにも必要な書類がありますので、問い合わせてください。なお、平成28年4月から保健センターでも受付を開始します。

●問い合わせ

- 保険医療課 内線158
- 保健センター ☎83-9677